

# 渋谷区バレーボール協会 規約

## 第1章 名称および事務局

第1条 本協会は、渋谷区バレーボール協会と称し、事務局を渋谷区内に置く。

## 第2章 目的および事業

第2条 本協会は、バレーボールの健全なる普及・発展と健康増進、スポーツマンシップの養成に努め、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 渋谷区民バレーボール大会の開催
2. 競技の指導ならびに講習会の開催
3. 審判員養成のための講習会の開催
4. 渋谷区、渋谷区教育委員会、一般財団法人渋谷区スポーツ協会および上部団体、地域との連携事業
5. その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組織

第4条 本協会は、第3条の趣旨に賛同する個人をもって組織する。

第5条 本協会は、次の競技委員会を置く。

1. 一般6人制委員会
2. 家庭婦人委員会
3. 中学生専門委員会
4. 小学生委員会
5. シニア委員会
6. ソフトバレーボール(混合・レディース)委員会
7. 一般9人制混合委員会

## 第4章 役員

第6条 本協会には、次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名、会計 2名、理事 若干名、監査 2名、顧問 若干名、相談役 若干名、名誉会長 若干名、名誉副会長 若干名、名誉顧問 若干名

第7条 本協会には、次の専門委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 競技委員会(第5条の各委員会)
3. ジュニア育成委員会
4. 審判委員会

第8条 本協会には、次の常任理事を置く。

会長、副会長、理事長、副理事長、主会計、専門部各部、委員長にて常任理事会を執り行う。

第9条 会長は、常任理事会で推薦する。

1. 会長は、本協会の業務を統括し、協会を代表する。

第10条 副会長は、常任理事会で推薦する。

1. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、その職務を代行する。
2. 副会長不在の場合は、理事長が副会長代理として会長を補佐しその職務を代行する。

第11条 理事長は、理事の中から常任理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

1. 理事長は、会務を処理執行する。緊急事項については、理事長が先決執行することができる。この場合は、次回理事会で承認を得るものとする。

第12条 副理事長は、理事の中から常任理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

1. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき、その職務を代行する。

第13条 常任理事および理事は、会長・副会長及び理事長で人選し、常任理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

1. 理事は、理事会の構成員となる。

第14条 監事は、常任理事会で推薦し、会長がこれを委嘱する。

1. 監事は、会計を監査する。

第15条 顧問、相談役、名誉会長、名誉副会長、名誉顧問は、会長が指名し、理事会において承認する。

1. 顧問、相談役、名誉会長、名誉副会長、名誉顧問は、会長の諮問に応ずる。

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

1. 欠員による役員補充は理事会で推薦し、任期は前任者の残存期間とする。

## 第5章 会議

第17条 本協会は、次の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 理事会
4. 常任理事会
5. 審判委員会

第18条 総会は、本協会の役員常任理事・理事・委員と加盟団体の代表者をもって構成し、毎年1回開催する。

1. 総会は、会長が招集し、議長とする。
2. 総会は、次の事項を審議決定する。  
2-1事業計画及び事業報告 2-2予算及び決算報告、監査報告 2-3役員決定  
2-4規約の改正 2-5その他重要な事項

第19条 役員会は、会長、副会長、参与、理事長、副理事長で構成し、必要に応じて各競技委員長の出席を求め開催する。

1. 役員会は、会長、理事長が招集し、議長とする。
2. 役員会は、諸事情により理事会が開催できない場合、又、緊急に審議する必要が生じた場合に開催する。

第20条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計、常任理事および大会役員をもって構成する。

1. 理事会は、理事長が招集し議長とする。
2. 理事会は、本協会の重要事項を審議する。

第21条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計および各委員長をもって構成する。

1. 常任理事会は、理事長が招集し、理事長が議長とする。
2. 常任理事会は、本協会の基本事項を企画立案する。

第22条 審判委員会は、役員、統括審判長、各審判長、他 必要と認める委員にて構成される。

1. 審判講習会の企画運営を行い、審査の上、渋谷区公認資格者を認定する。

第23条 会議は、原則として構成員の過半数の出席で成立し、議事承認は出席者の過半数の賛成により決定する。尚、欠席者は出席者に決議を一任する。

## 第6章 加盟登録

第24条 本協会への加盟は、協会の定める年間登録用紙に所定事項を明記し会費を添えて申請するものとする。追加申請の際は年間追加登録申請書に記載し、申請するものとする。

第25条 会員資格の有効期間は、第24条の手続きの日から直後の3月末迄とする。

第26条 会員資格を更新するときは、あらためて第24条の手続きをするものとする。

## 第7章 会計

第27条 本協会の経費は、加盟団体の登録費、参加料、講習会費、寄付金およびその他をもって充てる。

第28条 本協会の登録費は、1加盟団体につき年額6,000円とし、冬季大会以降登録する団体は3,000円とする。但し、シニア、一般9人制混合は年額3,000円とし、後期または冬季大会以降登録する団体は2,000円とする。(小学、中学、ソフト混合、ソフトレディースを除く)

第29条 本協会の大会への参加は、1加盟団体につき、1大会2チームまで参加できるものとする。参加料は2チーム分徴収する。但し、シニア・ソフト混合・ソフトレディースの登録団体は1団体1チームとする。

第30条 本協会の登録費および参加料、講習会費は、常任理事会の議を経てこれを定める。

第31条 大会参加資格は、渋谷区バレーボール協会登録団体及び、協会役員、各競技委員長が認めた団体とする。

第32条 役員、委員の報酬弁償、慶弔費に関して、別紙定めるところによる。(役員報酬規定・慶弔規定)

第33条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日迄とする。

## 第8章 規約の改定及び附則

第34条 本規約の改定及び附則は、年度最後の理事会にて決議される。

第35条 規約の改定は、理事会の半数以上の議決を得て変更とする。

1. 本協会の規約施行について必要な細則は、常任理事会において定める。
2. 本協会の事務局は、理事会の決議により理事長の定めるところに置く。
3. 本規約は翌年の3月31日まで有効とする。

附則

本協会の規約の制定 昭和48年4月1日制定

第 5次改定	平成 3年4月22日	
第 6次改定	平成23年4月 17日	
第 7次改定	平成25年4月 12日	
第 8次改定	平成28年4月 8日	(第5条 一般男子部・女子部→6人制部に)(第7条 審判部 削除) (第25条～28条 会費→登録日・会費→参加費に)
第 9次改訂	平成29年3月8日	(第20条 各部長→ 各委員長に)
第10次改訂	平成29年3月8日	(第17条 審判資格取得審査会を設置)
第11次改訂	平成29年3月8日	(第21条 1, 2, 3, 4審判資格取得審査会は)
第12次改訂	平成29年3月8日	(第3条 3. 研修会の開催の削除)
第13次改訂	平成29年3月8日	(第22条 会議は、原則として追記)
第14次改訂	平成30年1月26日	(第22条 欠席者は出席者に決議を一任する追記)
第15次新訂	平成30年1月26日	(第30条 大会参加資格は…)
第16次改訂	令和2年1月15日	(第 1章第1…及び事務局 …事務局を渋谷区内に置く)
第17次改訂	令和2年1月15日	(第18条2 …及び決算報告、監査報告)
第18次改訂	令和2年1月15日	(第21条 2を1へ1・審判審査委員会は役員をもって構成する…)
第19次改訂	令和2年1月15日	(第21条1を2へ…)
第20次改訂	令和2年1月15日	(第24条・有効期間は…23条の…)
第21次改訂	令和2年1月15日	(第25条 改めて23条の…)
第22次改訂	令和2年1月15日	(第28条 本協会の参加は…)
第23次新訂	令和2年1月15日	(第31条 役員、委員の報酬弁償、慶弔費に関して、別紙定める…)
第24次新訂	令和2年1月15日	(第8章 規約の改定及び附則)
第25次新訂	令和2年1月15日	(第33条 本規約の改定及び…)
第26次新訂	令和2年1月15日	(第34条 規約の改定は…)
第27次新訂	令和2年1月15日	(第34条 2…事務局は理事会の決議により…)
第28次新訂	令和3年3月10日	(第17条 3. 役員会)
第29次新訂	令和3年3月10日	(第19条 役員会は…)
第30次改訂	令和5年3月3日	(第6条 監事を監査へ)
第31次改訂	令和5年3月3日	(第22条 (副会長・理事長他役員)…→理事長、6人制、…)
第32次新訂	令和5年3月3日	(第24条 追加申請の際は…)
第33次改訂	令和5年3月3日	(第25条 第23条→第24条に)
第34次改訂	令和5年3月3日	(第26条 第23条→第24条に)
第35次改訂	令和5年3月3日	(第28条 …5, 000円とする。→…6, 000円とする。へ)
第36次改訂	令和5年3月3日	(第28条 …ソフトを除く→…ソフト混合・レディースを除く へ)
第37次新訂	令和5年3月3日	(第29条 但し、家庭婦人の大会は…)
第38次新訂	令和6年3月2日	(第4条 第3条の趣旨に賛同する(個人)委員を…)
第39次改訂	令和6年3月2日	(第7条 4・審判審査委員会 削除)
第40次改訂	令和6年3月2日	(第17条 審判資格審査委員会廃止→審判委員会)
第41次改訂	令和6年3月2日	(第22条 1. 2・3 審判資格審査委員は…削除)
第42次改訂	令和6年3月2日	(第22条 審判委員会は… 1、審判講習会の…)
第43次改訂	令和6年3月2日	(第18条 総会は、役員、常任理事、理事、委員…)
第44次改訂	令和6年3月2日	(第29条 但し家庭婦人の大会は…削除 )
第45次新訂	令和6年3月2日	(第29条 但し、シニア、ソフト混合…は1団体1チームとする。追加)
第46次改訂	令和6年3月2日	(第7条4, 審委員会 →審判検討委員会)
第47次改訂	令和6年3月2日	(第29条 但し、シニア・ソフト混合・ソフトレディース・一般9人混合…)
第48次改訂	令和7年3月1日	(第 3条 一般社団法人渋谷区体育協会→一般財団法人渋谷区スポーツ協会)
第49次改訂	令和7年3月1日	(第22条 審判検討委員会は…家庭婦人委員 → 各競技必要と認める委員にて構成される。
第50次改訂	令和8年3月 6日	(第5条 混合→(混合・レディース)へ 7. ソフトバレー…削除 番号を整理、 9.審判委員会 削除)
第51次改訂	令和8年3月 6日	(第7条 4.審判検討委員会→4.審判委員会)
第52次改訂	令和8年3月 6日	(第22条 審判検討委員会は…→審判委員会は… 統括審判長、審判長…)
第53次改訂	令和8年3月 6日	(第28条 …年額6,000とする。→…年額6,000とし、冬季大会以降登録する… 2,000円とする。を追加 2行目「シニア、一般9人混合」を削除)
第54次改訂	令和8年3月 6日	(第29条 本協会の参加… → 本協会の大会への参加)
第55次改訂	令和8年3月 6日	(第35条 2026年→翌年の 変更)